

I. 予算の執行促進策と執行上の課題について

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないとから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事実績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいづれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事実績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないとから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。[【継続】](#)
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

[【継続】](#)

評価内容

	評価項目	施工能力評価型I型標準	自治体実績活用型※③
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4点年) 又は県 工事成績(4点年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4点年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2点年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2点年)	-	4
	国 優良工事表彰の有無(過去2点年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2点年)	4	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1点年) 国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1点年)	2	-
	優良下請け表彰企業の活用	1※①	1※①
	登録基幹技能者の配置	1※①	1※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1※①	1※①
配置予定能力等技術者の	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3※②
	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6点年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2点年) 継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	局長:3 事務所長:1 1	局長・知事:3 事務所長・出先機関の長:1 1
施工計画(設定テーマ)		10	10
合計		50	50

注:評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①:対象工事のみ加算

※②:競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③:対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

受注機会促進型の試行

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られることにより**表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	優良工事等表彰等	4点
	生産性向上表彰等	2点
技術者の能力等
	地域貢献度	3点

	施工計画	10点

(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	手持ち工事量	6点

技術者の能力等	地域貢献度	3点

	施工実績	8点
	工事成績	8点

	施工計画	10点

受注機会の拡大を促す

受注機会促進型の試行案

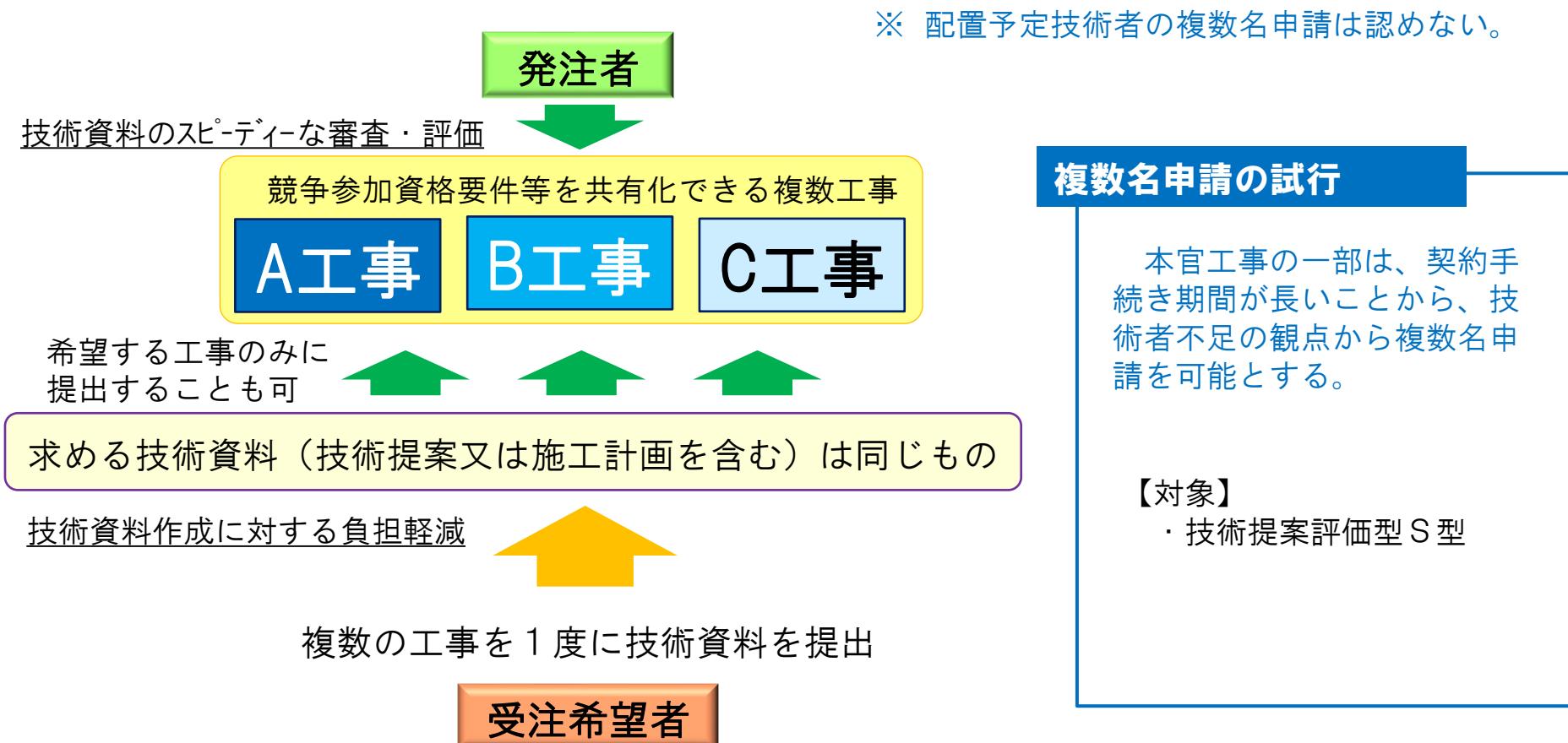
- ・施工能力評価Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・**災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。**

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

一括審査方式の活用

- ・総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることで、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・適用にあたっては、技術提案評価型S型、施工能力評価型I型及びII型において可能とする。



企業能力評価型の試行

【適用対象・概要】

- 競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
- 受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
 → 不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。

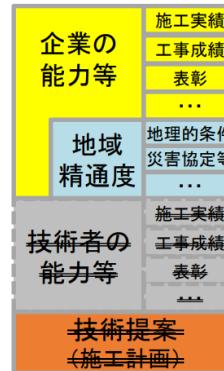
本方式の評価イメージ

- 評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- 「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

(施工能力評価 I型)



(企業能力評価型)



「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

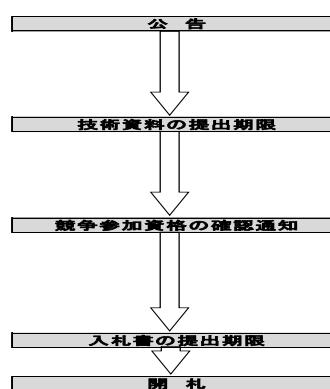
令和7年度の試行

■評価配点

評価項目	施工能力評価型 I型 標準	企業能力評価型
同種工事の施工実績	3	3
工事成績(平均点4点年)	3	3
成績優秀企業	1	1
優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	4
安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)		
生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)		
優良下請け表彰企業の活用	1	1
登録基幹技能者の配置	1	1
(地元企業活用又は若手・女性技術者配置)	1	1
地域精通度	1	1
地域貢献度・災害対応度	3	3
配置予定技術者の施工経験と立場	8	—
工事成績(6ヵ年)	8	—
優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	3	—
継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	—
施工計画(設定テーマ)	10	—
合計	50	20

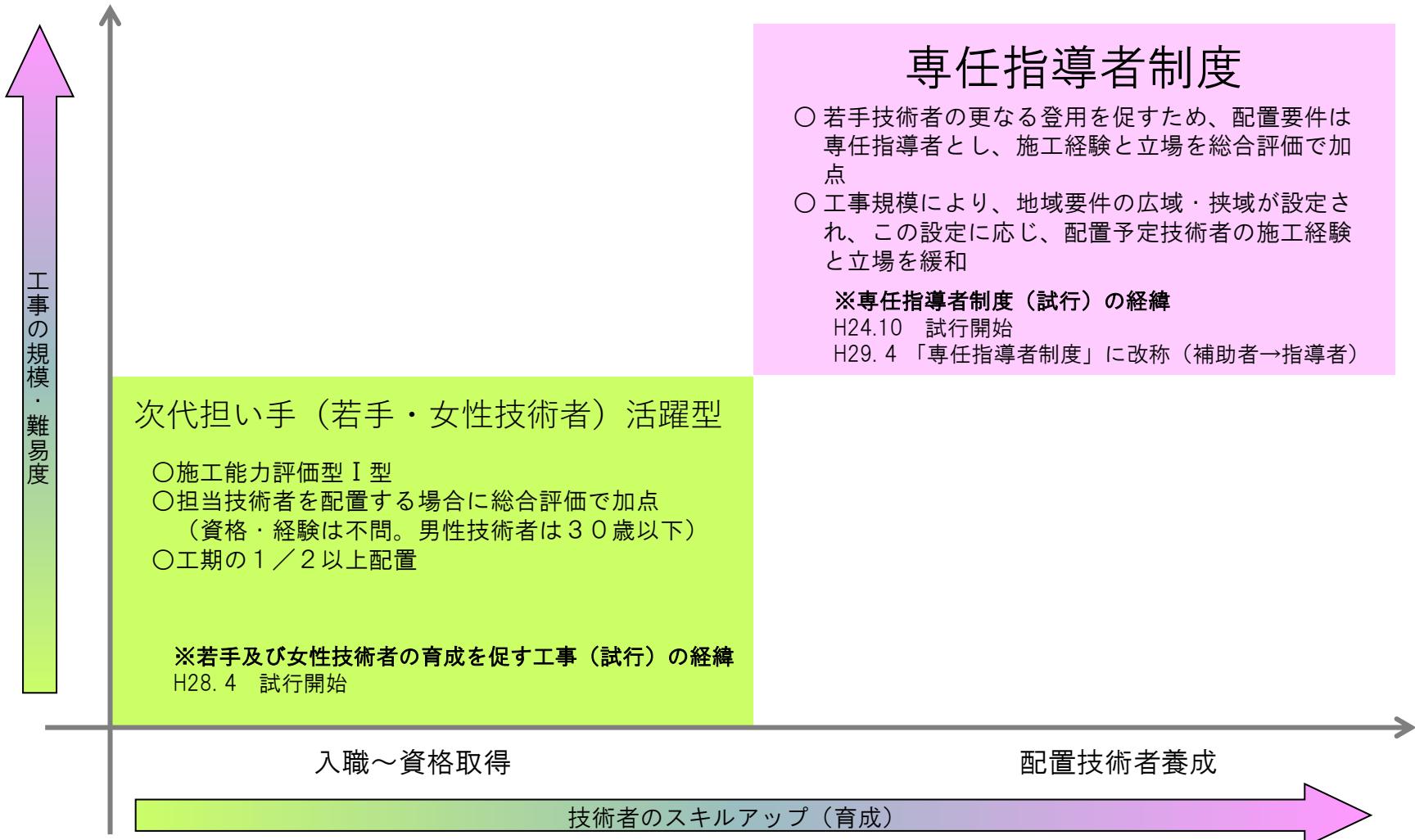
配置予定技術者の評価を省略
(加算点合計50⇒20点)

■手続きフロー



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度以上	7日程度以上
10日程度以上	7日程度以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
(日数計30⇒20日程度)



【新潟県】独自の予算執行促進策



■部独自の発注目標の設定

- ・地域別発注状況の集計、進捗管理
- ・状況に応じて地域間での配分変更を検討・実施
- ・当初予算分と国補正分での発注目標を定め、早期発注・早期執行

■ゼロ県債を活用した計画的な執行

- ・交付金ゼロ県債や通常ゼロ県債を設定し、施工時期の平準化、年度当初の事業量を確保

【参考】R6設定実績

交付金ゼロ県債	28億円
通常ゼロ県債	45億円

■適時の発注見通し公表

- ・年間5回の定例の公表日の他、適時に追加公表を行うことにより、建設業者が、限られた技術者を計画的に配置できるよう努めている。

独自の執行促進策



〈執行促進のための主な取組〉

①不調・不落対策

建設業者が計画的な受注と技術者配置ができるよう

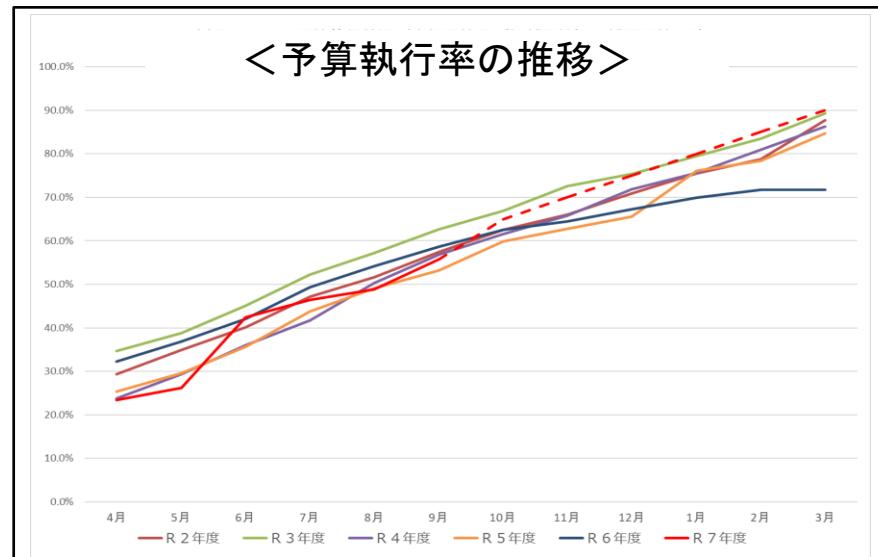
- 四半期毎の発注見通しの公表
 - 余裕期間制度の活用を拡大
- などの取組により、不調不落の減少に努めている

②積極的な債務の活用

12月議会でゼロ県債を設定し、年度末、年度初めの端境期においても切れ目無く事業を執行

③繰越手続きの円滑化

12月と2月議会に繰越明許費の予算案を上程し、適切な工期を設定することで、円滑な事業進捗を推進



例年、上半期の執行率は約6割、年度末の執行率は約9割を確保している

円滑な価格転嫁の推進 – スライド条項の運用基準の策定

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

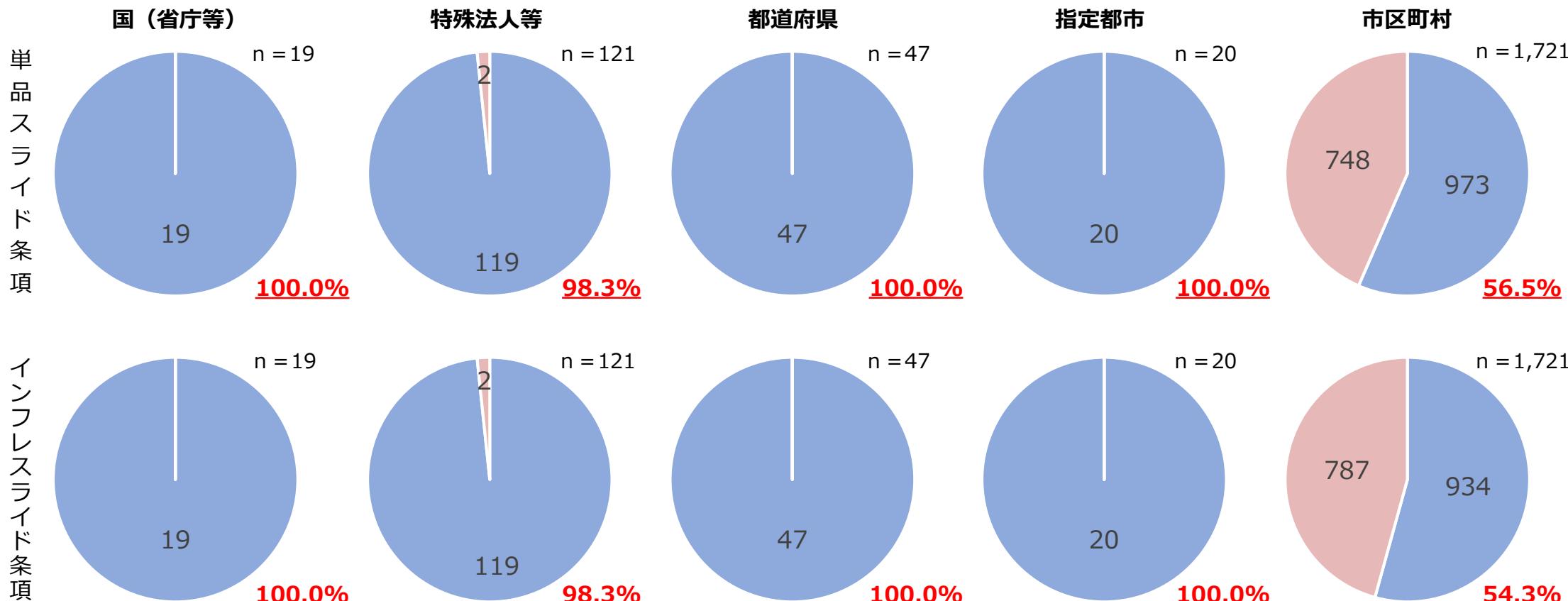
令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和6年7月1日時点）より

- …工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、…。

＜適正化指針：第25(4)＞

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用については、取組が遅れていた市区町村でも、運用基準を策定している団体が5割を超えるなど取組が進捗している。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項, 第6項



令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和6年7月1日時点)より

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

- ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。 <適正化指針：第24(1)>
- 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。 <適正化指針：第24(3)>

低入札価格調査の基準価格等の算定式については、各団体において最新の中央公契連モデルやそれ以上の水準の独自モデルの使用が進み、特に国・都道府県ではほぼ全ての団体※が最新の中央公契連モデル以上の水準を採用している。

※ 制度未導入である団体を除く。

